

定 款

社会福祉法人 寿山会

社会福祉法人 寿山会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホーム寿山苑の設置経営(介護老人福祉施設)
- (ロ) 軽費老人ホーム(ケアハウス)寿山荘の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業(寿山苑)
- (ロ) 老人介護支援センター寿山苑の設置及び受託経営
- (ハ) 認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホームパラディ)の設置経営
- (ニ) 認知症対応型通所介護(グループホームパラディ)の設置経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人寿山会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛媛県今治市波方町養老甲1006番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解

任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から投票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 14 条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 8 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会に議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1, 0 0 0, 0 0 0 円
- (2) 建物 愛媛県今治市波方町養老甲 1006 番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建特別養護老人ホーム寿山苑及び軽費老人ホーム（ケアハウス）寿山荘の建物 1 棟（4, 145. 15 m²）、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建機械室（48. 00 m²）及びコンクリートブロック造スレート葺平屋建物（21. 45 m²）、愛媛県今治市波方町樋口甲 120 番地 1、所在の木造スレート葺平屋建グループホームパラティの建物 1 棟（758. 00 m²）及びコンクリートブロック造鋼板葺平屋建物置ポンプ室（6. 00 m²）
- (3) 土地 愛媛県今治市波方町樋口甲 120 番地 1、宅地（2, 048. 61 m²）
愛媛県今治市波方町樋口乙 15 番 3、山林（27. 00 m²）

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て今治市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、今治市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 要介護認定にかかる訪問調査の受託

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解散)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 38 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 39 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、今治市長の認可(社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を今治市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、社会福祉法人寿山会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 41 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	臼谷直純
理事	松本スマ子
〃	小池精蔵
〃	八木康次
〃	村瀬正重
〃	菊川文子
〃	瀬野利太郎
〃	八木昭久
〃	八木勇
〃	矢野利之
監事	小林明生
〃	渡辺時春

附則 この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 10 年 9 月 8 日の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 11 年 11 月 26 日の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 12 年 6 月 9 日の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 13 年 9 月 13 日の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 15 年 8 月 11 日の認可のあった日から施行する。

附則 この定款は、平成 16 年 5 月 31 日の届出の日から施行する。

附則 この定款は、平成 17 年 1 月 16 日の届出の日から施行する。

附則 この定款は、平成 17 年 8 月 16 日の届出の日から施行する。

- 附則 この定款は、平成 18 年 12 月 21 日の届出の日から施行する。
- 附則 この定款は、平成 19 年 7 月 9 日の届出の日から施行する。
- 附則 この定款は、平成 20 年 8 月 8 日の認可のあった日から施行する。
- 附則 この定款は、平成 24 年 6 月 5 日の届出の日から施行する。
- 附則 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

法人単位資金収支計算書
(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)
(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異		
事業活動による収支	収入	0165 介護保険事業収入	348,340,000	348,035,886	-304,114	
		0174 老人福祉事業収入	33,435,000	33,280,647	-154,353	
		0198 借入金利息補助金収入	241,450	241,450		
		0199 経常経費寄附金収入	203,000	222,800	19,800	
		0200 受取利息配当金収入	15,150	3,660	-11,490	
		0201 その他の収入	3,130,000	3,364,056	234,056	
	事業活動収入計(1)		385,364,600	385,148,499	-216,101	
	支出	0129 人件費支出	227,412,600	217,870,762	9,541,838	
		0130 事業費支出	62,891,780	60,501,645	2,390,135	
		0131 事務費支出	50,490,466	49,176,540	1,313,926	
0137 支払利息支出		447,056	447,056			
0138 その他の支出		202,000	192,250	9,750		
事業活動支出計(2)		341,443,902	328,188,253	13,255,649		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		43,920,698	56,960,246	13,039,548		
施設整備等による収支	収入	0204 施設整備等補助金収入	796,000	796,000		
		0206 設備資金借入金収入		4,600	4,600	
		0208 その他の施設整備等による収入	55,000	46,182	-8,818	
		施設整備等収入計(4)		851,000	846,782	-4,218
	支出	0143 設備資金借入金元金償還支出	19,172,000	19,166,600	5,400	
		0144 固定資産取得支出	22,677,000	24,238,548	-1,561,548	
		0146 ファイナンス・リース債務の返済支出	2,200,256	2,197,371	2,885	
		0147 その他の施設整備等による支出	698,000	694,017	3,983	
		施設整備等支出計(5)		44,747,256	46,296,536	-1,549,280
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-43,896,256	-45,449,754	-1,553,498	
その他の活動による収支	収入	0214 積立資産取崩収入	800,000	842,170	42,170	
		その他の活動による収入計(7)		800,000	842,170	42,170
	支出	0152 積立資産支出	2,017,000	1,944,390	72,610	
		その他の活動支出計(8)		2,017,000	1,944,390	72,610
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-1,217,000	-1,102,220	114,780
予備費支出(10)		4,000,000	—	4,000,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-5,192,558	10,408,272	15,600,830		
前期末支払資金残高(12)			362,194,629	362,194,629		
当期末支払資金残高(11)+(12)		-5,192,558	372,602,901	377,795,459		

法人単位事業活動計算書
 (自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)
 (単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減		
サービス活動増減の部	収益	0056 介護保険事業収益	348,035,886	343,428,678	4,607,208	
		0065 老人福祉事業収益	33,280,647	34,153,643	-872,996	
		0089 経常経費寄附金収益	222,800	3,000	219,800	
		サービス活動収益計(1)	381,539,333	377,585,321	3,954,012	
	費用	0015 人件費	220,854,182	219,452,982	1,401,200	
		0016 事業費	60,425,925	59,303,284	1,122,641	
		0017 事務費	49,202,615	51,741,328	-2,538,713	
		0027 減価償却費	28,604,470	26,447,068	2,157,402	
		0028 国庫補助金等特別積立金取崩額	-17,446,338	-17,739,200	292,862	
		サービス活動費用計(2)	341,640,854	339,205,462	2,435,392	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		39,898,479	38,379,859	1,518,620		
サービス活動外増減の部	収益	0092 借入金利息補助金収益	241,450	362,175	-120,725	
		0093 受取利息配当金収益	3,660	4,154	-494	
		0098 その他のサービス活動外収益	3,364,056	3,100,109	263,947	
		サービス活動外収益計(4)	3,609,166	3,466,438	142,728	
	費用	0033 支払利息	447,056	695,776	-248,720	
		0038 その他のサービス活動外費用	192,250		192,250	
		サービス活動外費用計(5)		639,306	695,776	-56,470
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		2,969,860	2,770,662	199,198
		経常増減差額(7)=(3)+(6)		42,868,339	41,150,521	1,717,818
特別増減の部	収益	0100 施設整備等補助金収益	796,000		796,000	
		特別収益計(8)	796,000		796,000	
	費用	0042 固定資産売却損・処分損	2		2	
		特別費用計(9)	2		2	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		795,998		795,998		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		43,664,337	41,150,521	2,513,816		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		317,932,807	277,382,286	40,550,521	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		361,597,144	318,532,807	43,064,337	
	基本金取崩額(14)					
	その他の積立金取崩額(15)					
	その他の積立金積立額(16)		600,000	600,000		
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)		360,997,144	317,932,807	43,064,337	

事業所名 寿山苑

財 産 目 録
平成30年 3月31日 現在

別紙4
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1347566	—	本部	—	—	2,196,291
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1355031	—	特養・ショート	—	—	259,675,587
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1354927	—	在支	—	—	676,273
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1355049	—	ケアハウス	—	—	6,370,234
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1519305	—	〃	—	—	142,259
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1386051	—	パラディ	—	—	32,383,417
	㈱伊予銀行波止浜支店 普通 1358977	—	居宅	—	—	24,288,407
			小計			325,732,468
事業未収金	特養・ショート	—		—	—	36,795,145
	在支	—		—	—	627,171
	ケアハウス	—		—	—	1,181,689
	パラディ	—		—	—	11,059,740
	居宅	—		—	—	4,085,022
			小計			53,748,767
未収金 未収補助金	特養・ショート	—		—	—	4,600
	愛媛県東予地方局	—	特養利子補給金	—	—	114,567
	愛媛県東予地方局	—	ケア利子補給金	—	—	126,883
	愛媛県東予地方局	—	事務費補助金	—	—	5,800,000
	今治市	—	特養防犯対策強化事業費補助金	—	—	312,000
	今治市	—	ケア防犯対策強化事業費補助金	—	—	199,000
	今治市	—	バラ防犯対策強化事業費補助金	—	—	285,000
			小計			6,837,450
貯蔵品	特養・ショート	—		—	—	1,392,464
	在支	—		—	—	300
	ケアハウス	—		—	—	8,223
	パラディ	—		—	—	241,627
	居宅	—		—	—	809
			小計			1,643,423
前払費用	特養・ショート	—		—	—	458,842
	在支	—		—	—	31,508
	ケアハウス	—		—	—	12,535
	パラディ	—		—	—	17,882
	居宅	—		—	—	36,605
			小計			557,372
	流動資産合計					388,524,080
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地 建物	(グループホームパラディ)	—	土地 (建物部分)	—	—	49,964,739
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	鉄筋コンクリート造り4階建て 1.2.4階部分	413,523,032	183,852,322	229,670,710
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	痴呆性老人専用ショートステイ設備 1.2.4階部分	1,383,914	615,286	768,628
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2011年度	寿山苑2階床修繕 218	196,000	36,309	159,691
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2011年度	寿山苑床改修工事 220	196,000	36,309	159,691
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2011年度	寿山苑床改修工事 221	196,000	36,309	159,691
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2011年度	寿山苑R階床改修工事	131,250	23,457	107,793
	(指定短期入所生活介護事業所寿山苑)	1999年度	痴呆性老人専用ショートステイ設備 1.2.4階部分	694,036	308,567	385,469
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	鉄筋コンクリート造り4階建て 3階部分	174,233,854	77,464,368	96,769,486
	(ケアハウス寿山荘)	2012年度	3Fケアハウス301号室床工事	123,900	19,326	104,574
	(ケアハウス寿山荘)	2012年度	3Fケアハウス310号室床工事	100,800	15,501	85,299
	(ケアハウス寿山荘)	2013年度	3Fケアハウス311号室床改修工事	100,800	13,100	87,700
	(ケアハウス寿山荘)	2016年度	322号室改装工事	456,000	15,808	440,192
	(グループホームパラディ)	2003年度	木造造り平屋建て パラディ	79,374,000	46,279,002	33,094,998
	(グループホームパラディ)	2011年度	居室 (サファイヤ) 床工事	136,500	38,493	98,007
	(グループホームパラディ)	2012年度	パラディ居室 (バラ) 床工事	136,500	37,150	99,350

	(グループホームパラディ)	2012年度	パティ居室(珪)床工事	119,700	28,906	90,794
	(グループホームパラディ)	2014年度	パティ居室(銀)床工事	140,400	23,679	116,721
	(グループホームパラディ)	2014年度	パティ居室(真珠)床工事	140,400	23,679	116,721
	(グループホームパラディ)	2014年度	パティ居室(すみれ)床工事	140,400	23,679	116,721
	(グループホームパラディ)	2014年度	パティ居室(向日葵)床工事	140,400	23,679	116,721
	(グループホームパラディ)	2014年度	パティ居室(エメルト)床工事	140,400	23,679	116,721
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	暖冷房設備 1.2.4階部分	88,824,307	88,824,306	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	エレベーター設備費 1.2.4階部分	14,473,296	14,354,614	118,682
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	スプリンクラー設備費 1.2.4階部分	36,579,708	36,579,707	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	電気設備工事 1.2.4階部分	56,188,099	56,188,098	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	火災報知設備 1.2.4階部分	2,508,419	2,508,418	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	給排水衛生設備工事 1.2.4階部分	79,079,322	79,079,321	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	1999年度	換気設備工事 1.2.4階部分	15,166,900	15,166,899	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2013年度	1階浴槽加熱用給湯管改修工事	1,596,000	516,838	1,079,162
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2013年度	食品庫(非常用)パーテーション	146,685	46,678	100,007
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2013年度	2階トイレ改修工事	525,000	161,218	363,782
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2015年度	医務室間仕切りパーテーション	154,440	31,041	123,399
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2015年度	浴室改修工事	864,000	159,192	704,808
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2015年度	自家発電装置蓄電池取替	297,000	115,731	181,269
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2015年度	GHP P 室外機入替	1,533,333	214,027	1,319,306
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2016年度	GHPエンジン交換1F風呂場系統	1,100,000	85,983	1,014,017
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2016年度	ボイラー熱源ポンプ	189,000	13,718	175,282
	(指定短期入所生活介護事業所寿山苑)	2015年度	GHP P 室外機入替	796,667	111,200	685,467
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	暖冷房設備費 3階部分	25,692,228	25,692,227	1
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	エレベーター設備費 3階部分	13,860,076	13,746,415	113,661
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	スプリンクラー設備費 3階部分	12,923,919	12,923,918	1
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	電気設備費 3階部分	20,735,537	20,735,536	1
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	火災報知設備 3階部分	809,388	809,387	1
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	給排水衛生設備工事 3階部分	28,334,600	28,334,599	1
	(ケアハウス寿山荘)	1999年度	換気設備工事 3階部分	3,708,043	3,708,042	1
	(グループホームパラディ)	2003年度	電気設備	9,362,000	7,831,769	1,530,231
	(グループホームパラディ)	2003年度	給排水設備	17,609,000	14,730,800	2,878,200
	(グループホームパラディ)	2016年度	火災通報装置取替	159,840	23,310	136,530
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2017年度	GHP P 室外機入替	12,872,058	790,558	12,081,500
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2017年度	無線LAN構築工事	1,188,000	165,330	1,022,670
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2017年度	手洗器自動水栓交換工事	390,960	21,828	369,132
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2017年度	2F東西トイレ壁クロス貼替	327,132	3,652	323,480
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2017年度	2F車椅子便所改修工事	105,840	1,181	104,659
	(ケアハウス寿山荘)	2017年度	GHP P 室外機入替	3,227,942	198,249	3,029,693
			小計			390,320,627
定期預金	本部	—	—	—	—	1,000,000
			基本財産合計			441,285,366
(2) その他の固定資産						
土地	(グループホームパラディ)	—	土地	—	—	18,078,200
建物	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2010年度	ストックハウス(ミ用)ガスヒートタイプDPF-2513	340,620	171,781	168,839
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2010年度	CATVブースター式	300,000	147,400	152,600
	(グループホームパラディ)	2010年度	B S アンテナ設備工事	125,000	59,322	65,678
	(グループホームパラディ)	2010年度	スプリンクラー整備工事	7,140,000	6,470,625	669,375
			小計			1,056,492
構築物	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	プロパン庫	1,399,568	717,972	681,596
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	機械室	2,982,849	1,530,184	1,452,665
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	アスファルト舗装 1.2.4階部分	7,025,700	7,025,699	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	庭園 1.2.4階部分	3,391,762	1,928,708	1,463,054
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	打ち抜きポンプ	500,000	499,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	緑石、アスファルト舗装修復工事	539,260	197,728	341,532
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	駐車場舗装工事	552,096	156,425	395,671
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	土間工事	639,000	82,537	556,463
	(ケアハウス寿山荘)	—	プロパン庫 3階部分	523,905	268,755	255,150
	(ケアハウス寿山荘)	—	機械室 3階部分	1,174,205	602,357	571,848
	(ケアハウス寿山荘)	—	アスファルト舗装 3階部分	3,003,045	3,003,044	1
	(ケアハウス寿山荘)	—	緑石、アスファルト舗装修復工事	230,500	84,516	145,984
	(ケアハウス寿山荘)	—	駐車場舗装工事	225,504	63,891	161,613

	(ケアハウス寿山荘)	—	土間工事	261,000	33,712	227,288
	(グループホームパラディ)	—	外構工事 庭園他	4,780,000	4,779,999	1
	(グループホームパラディ)	—	テレビアンテナ工事	336,000	335,999	1
	(グループホームパラディ)	—	フェンス工事	499,443	499,442	1
	(グループホームパラディ)	—	カーポート 新日軽ファイブポート5451	280,000	279,999	1
	(グループホームパラディ)	—	土間工事及び砂利敷き	1,430,000	471,065	958,935
	(グループホームパラディ)	—	土間工事	550,000	73,333	476,667
			小計			7,688,473
車輛運搬具	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	軽四自動車 すばる			
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	軽四バンタイプ自動車 すばる	896,850	896,849	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	トヨタハイエース リフト付きバス	3,843,540	3,843,539	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	トヨタハイエース リフト付きバス	3,675,425	3,675,424	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	マツダデミオ	2,013,580	2,013,579	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子固定装置	283,500	283,499	1
	(ケアハウス寿山荘)	—	スズキ ワゴン-R	955,500	955,499	1
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	ダイハツ ミラ 愛媛580か8794	157,500	157,499	1
	(グループホームパラディ)	—	ダイハツ ミラ	750,000	749,999	1
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	ブレオ 愛媛581え5178	909,084	170,453	738,631
			小計			738,639
器具及び備品	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	検食用冷凍庫	260,400	260,399	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	冷凍庫 1.2.4階部分	352,800	352,799	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	立体炊飯器KLG-150 1.2.4階部分	215,250	215,249	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	マルチクッカーKMC-611P 1.2.4階部分	688,800	688,799	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ガスオープンレンジKXY-1575	222,600	222,599	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	食器消毒保管庫 1.2.4階部分	431,550	431,549	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	食器戸棚	122,850	122,849	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	コールドテーブル 1.2.4階部分	260,400	260,399	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	配膳車 1.2.4階部分	340,200	340,199	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	プレハブ冷蔵庫 1.2.4階部分	315,000	314,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	製氷機KIC-25IHI 1.2.4階部分	156,450	156,449	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	コールドテーブル 1.2.4階部分	158,550	158,549	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	会議テーブル 1.2.4階部分	112,694	112,693	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	MSシュレッダー231MA 1.2.4階部分	133,540	133,539	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	耐火金庫ZX-I130 1.2.4階部分	142,800	122,094	20,706
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	モネータ電動ベッド1式	9,639,000	9,638,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子入浴装置1式 1.2.4階部分	3,885,000	3,884,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	アルミ製ハイローストレッチャーKK-723	912,000	911,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	アルミ製ハイローストレッチャーKK-723	228,001	228,000	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	全自動洗濯脱水機 1.2.4階部分	1,680,000	1,679,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	全自動乾燥機GT-220F	577,500	577,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	順送式特殊入浴装置 1.2.4階部分	4,399,500	4,399,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	移動式平行棒標準 1.2.4階部分	187,372	187,371	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	姿勢矯正用鏡移動式 1.2.4階部分	117,390	117,389	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	マットブラットホーム金属製	361,200	361,199	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	心電図自動解析装置 1.2.4階部分	700,000	699,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	清拭車 1.2.4階部分	294,000	293,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	オムツ交換車B型 1.2.4階部分	220,500	220,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子スケールNO-150W 1.2.4階部分	157,500	157,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	デスクトップパソコン 1.2.4階部分	1,260,000	1,259,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ノート型パソコン	1,470,000	1,469,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	東芝ポ.ワープロ 1.2.4階部分	210,000	209,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	レーザープリンター 1.2.4階部分	157,500	157,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	バイオニアゲーム機器付属 1.2.4階部分	204,750	204,749	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ディスクレコード 1.2.4階部分	189,000	188,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	製氷機 1.2.4階部分	405,300	405,299	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	オートクレーブ 1.2.4階部分	210,000	209,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	アマノクリンバーン 1.2.4階部分	756,000	755,999	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電話設備 1.2.4階部分	103,608	103,607	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ジェットタオル 1.2.4階部分	138,180	138,179	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	パソコン一式 NECノート型パソコン	1,501,500	1,501,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	パソコン一式 NECデスクトップパソコン	1,501,500	1,501,499	1
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子	116,000	115,999	1

(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	厨房パソコン	545,685	545,684	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	節電設備	1,600,000	1,544,400	55,600
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	かんぶらくん	367,500	367,499	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	アクアクリンシステム	1,207,500	1,207,499	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	チルトテーブル	840,000	839,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動カリストベッド	990,990	990,989	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ドクターメドマー	231,000	230,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	OGパックス	194,250	194,249	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	オムニローダー	210,000	209,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	洗濯乾燥機	745,500	745,499	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ノート型パソコン	195,000	194,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	バルスオキシメーター	139,650	139,649	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子スケール AD-6106W	183,750	183,749	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ロールスクリーン ロビー	179,172	179,171	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	間仕切りパーテーション 事務所	231,000	230,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	サーボ クレーブ(滅菌機)TE-241ER	231,000	230,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	テール2・オフステージ8 施設長室	336,420	336,419	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	液晶テレビ シャープLC40SE1B	132,000	131,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	低床ベット一式(パタマウトベット)	1,202,250	1,102,060	100,190
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電解次亜水生成装置 CL-S50	241,000	240,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	液晶テレビ シャープLC52SE1B	178,000	177,999	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ガスメーター NL100	255,990	255,989	1
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動3Mリモートコントロールベット 91cm幅	199,500	130,919	68,581
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動3Mリモートコントロールベット 91cm幅	199,500	130,919	68,581
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	乗せかえ装置付きストレッチャー	588,000	308,700	279,300
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	入浴用電動リフト BS-600 個浴対応用	647,000	567,257	79,743
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	セパレートキャリー CS-250	252,000	165,375	86,625
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	移動用電動リフト EL-560	940,800	824,843	115,957
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動3Mリモートコントロールベット 91cm幅	399,000	257,687	141,313
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動3Mリモートコントロールベット 91cm幅	199,500	126,763	72,737
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	施設長室エアコン	135,000	105,210	29,790
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	車椅子 エリセ FR-31TR	110,160	44,982	65,178
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	食器洗浄機 KWS62	577,500	157,992	419,508
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	システムキッチンオープンCKES-7	928,800	619,200	309,600
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	フードレンジー CB-15T	259,200	164,160	95,040
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	電動リモートコントロールベット KR83403H	129,180	36,330	92,850
(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	プリンタ キヤノンLBP6710i	135,000	54,000	81,000
(指定短期入所生活介護事業所寿山苑)	—	モネータ電動ベッド1式 1.2階部分	2,698,920	2,698,919	1
(ケアハウス寿山荘)	—	製氷機 3階部分	156,450	156,449	1
(ケアハウス寿山荘)	—	コールドテーブル 3階部分	158,550	158,549	1
(ケアハウス寿山荘)	—	配膳車 3階部分	113,400	113,399	1
(ケアハウス寿山荘)	—	玉入れゲームGH-920 3階部分	319,725	319,724	1
(ケアハウス寿山荘)	—	OGパックス4バック型KT-541 3階部分	157,122	157,121	1
(ケアハウス寿山荘)	—	マイクロサーミース T. HS新 3階部分	327,338	327,337	1
(ケアハウス寿山荘)	—	デスクトップパソコン 3階部分	840,000	839,999	1
(ケアハウス寿山荘)	—	ステンレス手摺	136,500	136,499	1
(ケアハウス寿山荘)	—	ワープロ 3階部分	156,975	156,974	1
(ケアハウス寿山荘)	—	ジェットタオル 3階部分	138,180	138,179	1
(ケアハウス寿山荘)	—	ジェットタオル 3階部分	101,430	101,429	1
(ケアハウス寿山荘)	—	アクアクリンシステム	1,207,500	1,207,499	1
(ケアハウス寿山荘)	—	マッサージキ	113,400	113,399	1
(ケアハウス寿山荘)	—	プリンタ キヤノンLBP6710i	135,000	54,000	81,000
(在宅介護支援センター寿山苑)	—	電話設備 1階部分	151,646	151,645	1

	(在宅介護支援センター寿山苑)	—	テレビ設備 1階部分	244,400	244,399	1
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	パソコン	490,350	490,349	1
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	パソコン ESPRIMO D551他	201,600	201,599	1
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	プリンタ LBP8710	167,400	89,280	78,120
	(グループホームパラディ)	—	製氷機	—	—	—
	(グループホームパラディ)	—	日立 冷凍冷蔵庫	107,100	107,099	1
	(グループホームパラディ)	—	電動ベッド2モーター	582,280	582,279	1
	(グループホームパラディ)	—	パソコン一式	1,257,480	1,257,479	1
	(グループホームパラディ)	—	コピー機	395,850	395,849	1
	(グループホームパラディ)	—	応接セット F-684-C	200,445	200,444	1
	(グループホームパラディ)	—	応接セット F-188	327,075	327,074	1
	(グループホームパラディ)	—	液晶テレビ シャープLC52Z5	530,000	529,999	1
	(グループホームパラディ)	—	電解次亜水生成装置 CL-S50	240,000	239,999	1
	(グループホームパラディ)	—	冷蔵庫 HITACHI R-A6200-1	215,880	86,780	129,100
	(グループホームパラディ)	—	電話設備 N X S	398,000	397,999	1
	(グループホームパラディ)	—	パソコン一式	122,850	122,849	1
	(グループホームパラディ)	—	日立洗濯機BW-90VTE2	113,400	69,435	43,965
	(グループホームパラディ)	—	リフト付きシャワーカー	782,600	280,431	502,169
	(グループホームパラディ)	—	リフト付きシャワーカー	782,600	280,431	502,169
	(グループホームパラディ)	—	パリアアースケル AD6106NW	194,400	113,400	81,000
	(グループホームパラディ)	—	食器洗浄機	153,300	66,135	87,165
	(グループホームパラディ)	—	食器洗浄機	153,300	66,135	87,165
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	順送式特殊入浴装置 1.2.4階部分	1,598,400	26,640	1,571,760
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	マイトルコンパクト MH-CR3D	115,200	10,560	104,640
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	マイトルコンパクト MH-CR3D	115,200	10,560	104,640
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	I C T用サーバー、スイッチ他	1,188,130	198,021	990,109
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	金屏風	119,880	15,984	103,896
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	簡易型移乗リフト ささえ手	208,000	13,866	194,134
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	監視カメラシステム	624,833	34,782	590,051
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	プリンタ機器(厨房) L B P 441 e	146,880	4,896	141,984
	(指定短期入所生活介護事業所寿山苑)	—	監視カメラシステム	21,378	1,190	20,188
	(ケアハウス寿山荘)	—	監視カメラシステム	398,940	22,207	376,733
	(在宅介護支援センター寿山苑)	—	監視カメラシステム	43,080	2,398	40,682
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	監視カメラシステム	15,769	877	14,892
	(グループホームパラディ)	—	監視カメラシステム	570,132	31,737	538,395
			小計			9,401,995
有形リース資産	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	G H P 室外機 U-GH560S1DR	5,452,272	2,141,964	3,310,308
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	2016年度	ナースコール	7,006,800	1,985,260	5,021,540
			小計			8,331,848
ソフトウェア	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	請求用ソフトウェア	1,596,000	1,596,000	—
	(特別養護老人ホーム寿山苑)	—	ソフトウェア プロカローリー(栄養士)	663,600	564,060	99,540
	(在宅介護支援センター寿山苑)	—	在宅ソフト	462,000	462,000	—
	(指定居宅介護支援事業所寿山苑)	—	NDソフト ほのぼのNEXT	1,575,000	1,286,250	288,750
	(グループホームパラディ)	—	NDソフト ほのぼのNEXT	1,239,000	1,011,850	227,150
			小計			615,440
退職給付引当資産	愛媛県社会福祉協議会	—	特養・ショート	—	—	6,124,692
	愛媛県社会福祉協議会	—	ケアハウス	—	—	99,260
	愛媛県社会福祉協議会	—	パラディ	—	—	2,114,479
	愛媛県社会福祉協議会	—	居宅	—	—	1,169,988
			小計			9,508,419
修繕積立預金	特養	—		—	—	6,000,000
	ケアハウス	—		—	—	3,300,000
			小計			9,300,000
長期前払費用	特養・ショート	—		—	—	652,304
	在支	—		—	—	8,550
	ケア	—		—	—	4,178
	居宅	—		—	—	28,985
			小計			694,017
その他の固定資産	特養・ショート	—		—	—	33,550
	ケアハウス	—		—	—	8,910
	パラディ	—		—	—	8,670
	居宅	—		—	—	24,740

備品購入積立預金	ケアハウス	—	小計	—	—	75,870
			その他の固定資産合計			1,000,000
			固定資産合計			66,489,393
			資産合計			507,774,759
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	特養・ショート	—		—	—	7,645,589
	在支	—		—	—	93,813
	ケアハウス	—		—	—	1,177,463
	パラディ	—		—	—	915,907
	居宅	—		—	—	114,535
			小計			9,947,307
1年以内返済予定設備資金借入金	特養・ショート 福祉医療機構	—		—	—	6,249,000
	ケアハウス 福祉医療機構	—		—	—	6,921,000
	パラディ 福祉医療機構	—		—	—	4,000,000
	パラディ 伊予銀行	—		—	—	578,000
			小計			17,748,000
1年以内返済予定リース債務 未払費用	特養・ショート 興銀リース GHP、ナースコール	—		—	—	2,180,256
	特養・ショート	—		—	—	2,657,200
	在宅	—		—	—	63,200
	ケアハウス	—		—	—	226,900
	パラディ	—		—	—	1,117,600
	居宅	—		—	—	326,500
			小計			4,391,400
預り金	特養・ショート	—		—	—	1,462,472
	ケアハウス 管理費	—		—	—	120,000
			小計			1,582,472
賞与引当金	特養・ショート	—		—	—	6,890,000
	在宅	—		—	—	110,000
	ケアハウス	—		—	—	330,000
	パラディ	—		—	—	3,020,000
	居宅	—		—	—	660,000
			小計			11,010,000
流動負債合計						46,859,435
2 固定負債						
リース債務 退職給付引当金	特養・ショート 興銀リース	—		—	—	6,151,592
	特養・ショート	—		—	—	10,223,892
	ケアハウス	—		—	—	200,060
	パラディ	—		—	—	3,156,079
	居宅	—		—	—	2,765,988
			小計			16,346,019
長期預り金	ケアハウス 管理費	—		—	—	22,259
固定負債合計						22,519,870
負債合計						69,379,305
差引純資産						826,919,534

社会福祉法人 寿山会 役員名簿

平成29年9月1日現在

役職	役員名	所属	常勤・非常勤
理事長	臼谷 直純	医療法人厚仁会波方中央病院院長	非常勤
理事	白石 由紀子		非常勤
理事	竹内 道博		非常勤
理事	村上 雅敏		非常勤
理事	丹下 準子	波方町婦人会	非常勤
理事	臼谷 千賀子	特別養護老人ホーム寿山苑施設長	常勤
監事	近藤 圭二	近藤公認会計士事務所	非常勤
監事	檜垣 平八		非常勤

社会福祉法人寿山会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿山会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁済)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁済する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁済を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1)理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁済

5,800円

(2)監事が、監査を実施した場合の費用弁済

5,800円

(改廃)

第4条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。